

岩手大学経費不正使用防止規則

令和3年10月14日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）における経費を適正に運営及び管理し、不正使用を防止することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「経費」とは、本学において経理するすべての経費をいう。
- 二 「教職員等」とは、本学の教職員並びに本学の経費の使用及び管理に関わるすべての者をいう。
- 三 「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求その他本学の規則又は法令等に違反した経費の使用をいう。
- 四 「部局」とは、各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室及び事務局をいう。

第2章 責任体制

(最高管理責任者)

第3条 本学に、経費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本学における経費の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定する経費不正使用防止推進責任者が経費の適正な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、経費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、財務担当理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、経費不正使用防止推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(経費不正使用防止推進責任者)

第5条 各部局における経費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として経費不正使用防止推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。

2 経費不正使用防止推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

二 不正使用の防止を図るため、教職員等に対し、経費不正使用防止教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三 教職員等が適切に経費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 経費不正使用防止推進責任者は、前項第2号の業務を補助させるため、必要に応じて経費不正使用防止推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(規定整備及び運用)

第6条 最高管理責任者は契約、旅費、給与及び謝金支給等の経理に関し、必要な諸規程等を整備し適正な運用を図らなければならない。

(相談窓口)

第7条 経費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を次の各号のとおり設置する。

一 申請、報告関係 研究・地域連携部の研究支援関係業務を所掌する課

二 経費の使用関係 法人運営部の経理関係業務を所掌する課

第4章 教職員の意識向上

(行動規範)

第8条 教職員等は、次の各号を誠実に実行しなければならない。

一 関係法令及び本学の規則等を遵守し、高い倫理性を保持しながら清廉性をもって職務に従事すること。

二 経費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、適正かつ計画的・効率的に使用すること。

三 経費の使用にあたり取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。

(教職員等の責務)

- 第9条 教職員等は、不正使用の防止に自ら取り組まなければならない。
- 2 教職員等は、経費不正使用防止教育を受講するとともに前条に定める事項を約するため、誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
 - 3 教職員等は、不正使用に係る調査に協力するとともに真実に基づいた対応をしなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、教職員等が本学の定める規則等、その他関係する法令等に違反して経費の不正使用を行った場合は、就業規則に基づき処分等を行うことができる。

第5章 経費の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

- 第10条 経費不正使用防止推進責任者は、経費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、教職員等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導する。

(取引業者との癒着防止)

- 第11条 総括管理責任者は、発注又は契約する際は、会計に関する諸規定の定めにより行うこととし、教職員等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて取引業者に対し誓約書を求めるなど、癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

- 第12条 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者については、必要な措置を講ずる。

第6章 不正使用の防止

(経費不正使用防止計画推進室)

- 第13条 最高管理責任者は、不正使用防止の取組みを推進するため、経費不正使用防止計画推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

- 2 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 教育研究評議会評議員のうち各学部から選出された者 各1名
 - 三 研究推進課長
 - 四 地域連携推進課長
 - 五 財務課長

六 経理課長

七 その他室長が指名する者

3 推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(推進室の業務)

第14条 推進室は、経費の不正使用防止に関し、次に掲げる業務を行う。

一 経費不正使用防止計画の策定及び見直しに関すること

二 経費不正使用防止教育の実施に関すること

三 その他経費の不正使用防止に関すること

2 前項第1号の経費不正防止計画の策定及び見直しにあたっては、不正使用を発生させる要因を定期的に調査分析し、その要因に対応するよう努めなければならない。

第7章 通報窓口等

(通報窓口)

第15条 不正使用（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供（以下「通報等」という。）を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を監査室に設置する。

(不正使用に関する通報等)

第16条 通報窓口は、氏名、連絡先、通報対象事実を明らかにした通報等に限って受け付ける。ただし、氏名、連絡先を明らかにしない通報等があった場合は、その内容に相当の理由又は根拠があるときは、受け付けることがある。

2 前項の通報者が受け付け後の氏名、連絡先の秘匿を希望した場合には、受け付け後は匿名の通報として取り扱う。

3 不正使用に関する通報等を受け付けた場合は、通報窓口は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告する。

4 監査室及び経費不正使用防止計画推進室が自らの職務において不正使用を知り得たとき及び会計検査院等の外部機関から指摘を受けたときは、第1項の通報等を受け付けた場合と同様に取り扱う。

(通報者等の保護)

第17条 本学の役職員は、通報者及び調査への協力を理由として、当該通報者及び調査協力者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

2 統括管理責任者は、通報者及び調査協力者が前項に規定する不利益な取扱

いを受けたとき又は受けるおそれがあると認められるときは、その回復又は防止のために適切な措置を講ずるとともに、当該不利益な取扱いをした者に対しては適切な措置を講じるものとする。

第8章 不正使用に係る調査等 (予備調査)

第18条 最高管理責任者は、統括管理責任者に通報等の信憑性に関する予備調査を付託する。

- 2 統括管理責任者は、統括管理責任者、関連する部局の長及び統括管理責任者が指名する者により組織する予備調査委員会を設置のうえ予備調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、不正使用の事実が確認できる場合及び通報等の信憑性が非常に高い場合は前項の予備調査委員会の設置及び予備調査を省略し、最高管理責任者に報告することができる。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者からの報告に基づき通報等を受けた日から30日以内に本調査の要否を判断するとともに、本調査を行う場合はその旨を研究費の配分機関に通知する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施する場合は調査の開始を通報者に通知するものとし、本調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知する。

(本調査委員会)

第19条 最高管理責任者は、前条第4項において調査の実施を決定したときは、経費不正使用に係る本調査委員会（以下「本調査委員会」という。）を設置する。

- 2 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 委員長が指名する教員
 - 三 事務局の部長、課長及び各学部事務長のうちから委員長が指名する者
 - 四 学外の弁護士又は公認会計士等
 - 五 その他委員長が必要と認めた者
- 3 本調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 第2項に規定する委員のうち本学に属さない委員は、通報者、調査対象者と直接の利害関係を有しないものとする。
- 5 本調査委員会を設置したときは、その委員の氏名や所属を調査対象者に通

知する。

- 6 調査対象者は、前項の通知の内容に異議がある場合は3日以内に文書で理由を付し異議申立てをすることができる。
- 7 前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者がその理由が妥当と判断するときは本調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を調査対象者に通知する。

(本調査の実施及び権限)

第20条 本調査委員会は、次の各号に掲げることについて調査を行う。

- 一 不正使用の有無
 - 二 不正使用の内容
 - 三 不正使用に関与した者及びその関与の程度
 - 四 不正使用の相当額等
- 2 本調査委員会の調査にあたっては、次の各号に掲げることができる。
 - 一 通報者及び調査対象者等関係者からの聴取
 - 二 関係書類の提出を求めること
 - 三 その他本調査に関すること
 - 3 本調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。
 - 4 本調査委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
 - 5 本調査委員会は、必要に応じて、対象教職員等に対し調査対象の経費の使用停止を命ずることができる。

(意見聴取)

第21条 本調査委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ対象教職員等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

- 2 対象教職員等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に本調査委員会に意見を提出することができる。この場合において、対象教職員等から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、本調査委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

(裁定)

第22条 本調査委員会は、調査の結果に基づき、不正使用の有無について裁定

を行い、調査結果（裁定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、対象教職員等に対して調査結果を通知する。

（異議申立て）

第23条 対象教職員等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により本調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができる。この場合において、異議申立ての趣旨が本調査委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができる。
- 3 前項の再調査の指示があったときは、本調査委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を異議申立てをした者及び本調査委員会に通知する。
- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び本調査委員会に通知する。
- 6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

（調査結果の報告）

第24条 本調査委員会は、第21条による調査結果の通知後、対象教職員等から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第2項による異議申立てに対し、同条第4項又は第5項の決定が行われたときは、報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

- 2 本調査委員会は、国立大学法人岩手大学職員懲戒規則第4条第1項の規定に基づき、必要が生じた場合は岩手大学懲戒審査委員会に報告する。

（措置）

第25条 最高管理責任者は、前条第1項による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象教職員等、関連する部局長等に通知するとともに、公的研究費の

関係機関（以下「関係機関」という。）に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象以外の経費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該関係機関から不正使用に係る経費の返還命令を受けたときは、対象教職員等に当該額を返還させるものとする。
- 5 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象教職員等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

（調査結果の公表）

第26条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表する。

- 2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができる。

第9章 監査

（内部監査）

第27条 最高管理責任者は、岩手大学内部監査実施要項第3条第2項ホに基づき、監査室に対して次の各号の内部監査を実施させる。

- 一 経費の適正な運営・管理の状況
- 二 不正使用等を発生させる要因
- 三 不正使用防止体制の不備の検証等

四 その他必要な事項

2 前項第二号及び第三号については、経費不正使用防止計画推進室と連携すること。

(監査体制)

第28条 岩手大学内部監査規則第9条に基づき監査室は監事及び会計監査人と連携し、効果的な内部監査の実施に努める。

第10章 雑則

(情報の公開)

第29条 最高管理責任者は、不正使用の防止に向けた取組状況をホームページ等で公表する。

(事務)

第30条 この規則に関する事務は関係部署の協力を得て、財務課が処理する。

(雑則)

第31条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月14日から施行する。